

セーフティネット保証4号・5号認定用 Q&A**Q. 認定できない業種はありますか。**

A. 農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、政治・経済・文化団体、宗教法人・団体は対象外です。

Q. 売上減少している業種だけで売上を比較していいですか。

A. 売上は事業者全体の売上で比較するためNGです。

Q. 最近1か月の売上高とは何ですか。

A. 申請日の前月1か月の売上高（申請が6月の場合は5月売上となり、4月売上はNG）です。

※ただし、やむをえず5月売上が集計されていない場合は、6月15日まで4月売上でも申請可能です。

~~※コロナの影響を受けて売上減少してから1か月経過していない場合、例えば、5月中旬申請で5/1～5/15の半月の売上を最近1か月の売上とし、前年同月の半月売上と比較することも例外的に認められる。（都合のよい期間だけ切り取るのはNG）~~

Q. 売上げの比較は、発生ベースか、入金ベースかどちらで比較しますか。

A. 発生ベース or 入金ベース、税込み or 税抜きを問いませんが、同じ条件で比較してください。

※ただし、「建設業」の場合は完成工事高等で比較するため、入金ベースはNGです。

「職別工事業」「設備工事業」であっても、大分類「建設業」に属せば「完成工事高」で受け付けることには変わりません。

Q. 市外に本店（住所）がある事業者も申請可能ですか。

A. 豊橋市内に事業所があれば申請可能です。

Q. 1年前は個人事業主だったが、法人成りした場合は前年売上と比較できますか。

A. 引き続き同じ事業を営んでいれば比較可能です。

※ただし、事業譲渡などで事業主がAからBというように別人に変わったとき （父→息子に事業承継した場合等も含む） は、創業者等用の申請書で申請してください。

Q. 減少率は小数点以下第何位まで記入すればいいですか。

A. 小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで記入してください。

例 19.98% → ○19.9% ×20.0% (20%をクリアするために四捨五入するのはNG)

※ただし、認定要件に影響しない範囲内であれば、申請者が四捨五入や小数点第2位まで記入した減少率であっても、明らかに間違っている場合を除き修正は求めません。

Q. 申請書にある売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由はどの程度まで記入すればいいですか。（4号認定）

A. 下記をご参考ください。また、減少理由はボールペンで記載してください。

(例)「新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少」NG

↓

- ・「海外企業から調達していた部品の流通が滞っており、製品の製造出荷ができていない。今後も部品調達の見通しが立たず、売上減少が見込まれる。」OK
- ・「団体客の宴会キャンセルによる売上減少だけでなく、外出控えによるランチタイムの売上も減少。今後も客足減少による売上減少が見込まれる。」OK

Q. 認定が下りるまでどれくらい時間がかかりますか。

A. 1週間程度です。（ただしその時の申請状況によりますのであくまで平均的な目安です）

Q. ●●を営んでいるお客さんがいるのですが、指定業種に該当しますか。

A. その事業者が現在営んでいる事業全てをしっかりと把握された上で、中小企業庁ホームページの最新の指定業種リストで確認してください。

Q. 申請は郵送でも可能ですか。（R5.4.1変更）

A. ~~窓口のみでの受付です。~~ 郵送申請も受け付けます。（R5.4.1～）

Q. 申請書に押印は不要ですか。

A. 押印は不要です。

Q. 作成した申請書に誤りがあった場合、訂正をしていいですか。（R5.4.1追加）

A. 申請書の訂正はできません。再度作成し直して提出してください。

ただし、「売上高明細表又は売上高及び売上見込み明細表」は訂正して提出できます。

(訂正印は必要ありません。)

Q. 4号、5号などを同時申請する場合、書類は1部のみでいいですか。

A. いいえ、同じ書類をそれぞれに添付して提出してください。

Q. 令和5年4月から申請する提出書類に運用変更がありました。変更した理由は何ですか。

(R5.4.1追加)

A. 申請される事業者の皆さんがより円滑な資金調達ができるよう、申請書類を減らすことで、事業者の皆さんの負担を減らすためです。また、ゼロゼロ融資の返済に伴い、新型コロナ借換の利用などで認定申請が増加すると見込まれており、今後に備えて、確実かつ迅速な審査体制の

構築を図るためです。

Q. 令和5年4月からの運用の主な変更点は何ですか。(R5.4.1追加)

A. 大きな変更は以下の2点です。

①指定業種の確認方法について(セーフティネット5号認定)

旧申請者が指定業種である事業を行っているのかを試算表や帳簿などの売上資料や許認可証などの資料を確認した上で指定し認定します。

↓

新申請者や金融機関から、指定業種である事業を行っているのかの根拠資料は求めません。その代わりに虚偽や不正等がないことの確認として、誓約書を提出していただきます。

②売上資料について(セーフティネット4号、5号認定共通)

旧売上高実績の数字については、根拠資料(試算表、各種帳簿など)の添付が必要です。

↓

新根拠資料は求めません。その代わりに売上高明細表などの数字に虚偽や不正等がないことの確認として、誓約書を提出していただきます。

Q. 売上減少などの根拠資料は保管する必要がありますか。(R5.4.1追加)

A. 売上減少、指定業種などセーフティネット申請に伴う証拠調書は必ず保管してください。

(※金融機関が申請者より委任を受けて手続きする場合、当該金融機関が証拠調書を申請者より入手し、必ず保管してください。)

Q. 証拠調書はいつまで保管する必要がありますか。(R5.4.1追加)

A. 融資を完済するまでは、必ず保管してください。

Q. 追加で資料を求められることがありますか。(R5.4.1追加)

A. 疑義や不明な点があった場合は、保管している証拠調書とともに、追加で必要書類をいただく場合があります。

Q. 4号認定における令和5年10月1日からの運用の主な変更点は何ですか(R5.10.1追加)

A. 以下の2点です。

①資金用途を借り換えに限定(借換え資金に追加融資資金を加えることは可能)

②様式の変更(上部にチェック欄を追加)